



青年の発達保障を志向する「高等教育の漸進的無償化」論：田中昌人『日本の高学費をどうするか』：田中昌人(たなかまさと) 1932年-2005年

渡部, 昭男

(Citation)

季刊教育法, 222:72-77

(Issue Date)

2024-09

(Resource Type)

journal article

(Version)

Author's Original

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492449>



青年の発達保障を志向する「高等教育の漸進的無償化」論：

田中昌人『日本の高学費をどうするか』

田中 昌人（たなか まさと）1932－2005 年

渡部昭男

大阪信愛学院大学教授

1. 略歴と主な業績

【略歴】1932 年東京生まれ。1954 年に京都大学教育学部（教育心理学専攻）卒業。同教育学部助手を経て滋賀県立近江学園（糸賀一雄園長 1914-68）での実践創造に参画（1956 大津市立南郷中学校近江学園分校教諭、1964 学園指導係長）。1970 年に京都大学教育学部（教育方法学部門 [B コース] 教育指導講座）に助教授として赴任、1983 年に教授となり、1995 年に定年退官（名誉教授）。1996～2003 年は龍谷大学文学部教授。その間に、全国障害者問題研究会初代全国委員長（1967-81）、人間発達研究所初代所長（1985-2005）、日本応用心理学会会長（1998）、大学評価学会共同代表（2004-05）を務めた。

【主な業績】京都大学の最終講義（1995.3.7）における自身による区分項目で紹介する（田中昌人『発達研究への志』あいゆうぴい／萌文社 1996）。①研究の出発点：「新胎教の可能性と展開上の諸問題—Schwangerschafts-toxikose の胎児期に及ぼす影響調査—」（1953 年度卒業論文）。②発達保障—運動と理論化—：『講座発達保障への道』1～3（全国障害者問題研究会出版部 1974）。③個人の発達の系における「静かな法則性」から「ダイナミックな法則性」の解明へ：『人間発達の科学』（青木書店 1980）、『人間発達の理論』（同 1987）、田中杉恵『発達診断と大津方式』（同 1989）、田中昌人・田中杉恵・有田知行（写真）『子どもの発達と診断』1～5（大月書店 1981-88）、『乳児の発達診断入門』（同 1985）。④「発達」の概念の歴史的検討：「わが国における発達の概念の生成について(1)」（人間発達研究所紀要(2)1988）、「文明開化期における発達の概念の導入について」（京都大学教育学部紀要(34)1988）、「わが国におけるカリキュラム改革と発達研究の出発」（京都大学教育学部 B コース共同研究報告論集Ⅱ1990）、「日本における発達の概念の導入について」（京都大学教育学部紀要(37)1991）、「蘭学における発達の概念の導入について」1～3（同(39)1993、(40)1994、(41)1995）、「日本における発達の概念の導入について」（京都大学教育学部 B コース共同研究報告論集Ⅲ1994）。⑤個人の発達の系における「美しき法則性」の解明に向けて：田中昌人・田中杉恵監修『発達診断の実際』映像資料 1～（大月書店 1993-）。最終講義以降も含めた一覧としては、亡くなった翌年の『土割の刻』（クリエイツかもがわ 2006）に「業績目録」（中村隆一 1-27）がある。なお、「若き日の田中昌人の仕事」を問題関心に据えた大泉溥編・解説『日本の子ども研究—明治・大正・昭和—第 13 巻 田中昌人の発達過程研究と発達保障論の生成』（クレス出版 2011）に初期著作及び詳細な年譜（879-890）が収録されている。また、遺された膨大な資料のアーカイブ作業が人間発達研究所の資料保存プロジェクト（<http://j-ihd.com/project.html>）として継続中である。

2. 「発達・差別・歴史」の実践関係的視点に立った発達保障の論究

田中昌人の人権保障運動への貢献としては、発達保障論を第一に掲げねばなるまい。そ

の特徴は、「発達・差別・歴史」の実践関係的視点に立った論究である。

「発達・差別・歴史」の実践関係的視点に立つことは、当時の私にとって発達保障を論究していく上で欠かせないことであった。これに対して、発達だけを取り上げることにせよとか、差別とのたたかいが最優先であるとか、社会体制を変えなければどうにもならない等といった議論があったが、私はそれではそれぞれが機械論的対応の場として閉塞しがちになり、安全・確実に豊かな発達保障論は成り立っていないと考えていた。…個々の領域と相互、全体が個人において統一され、生成連関において総合的に認識され、問題の解決、さらに根本的解決が実現していかなければならない。…／…個人の系と集団の系、さらに社会体制の系という相互に内的連関をしつつ相対的の独立した系における生成の内的合法則性の研究が必要である。

[引用の「…」は省略、「／」は段落区分を示す]

(田中 1997「全障研の結成と私の発達保障論」『全障研三十年史』全国障害者問題研究会出版部 [大泉 2011 再録 824])

そもそも、フランスで生まれ、現在も人権を保障していく上で最も実りある概念とさえいわれている *développement* の概念が、蘭学の *ontwikkeling* から洋学を通じて日本の日本語とどのように対応して導入され、変質させられて、今日のように国際的に通用しない概念にされてきたのか。…誰が、どのような具体的経過によって反対物に転化をするような諸過程をつくってきたのか。それを明らかにすることによって、反対物に転化させることを許さず、国民をあざむく政治を発達保障をすすめるものに改めさせて、そこにつくりだされてきた内容にふさわしいカテゴリーを適切に用いていく課題がある。(同 [828])

しかし、田中の論究は教育学の枠組みを越えており、教育学に限定して言えば、むしろ本誌 220 号で採り上げた清水寛の「発達に必要かつ適切な」ないし「生存＝発達権」論が大きな影響を与えたであろう。

3. 遺著『日本の高学費をどうするか』のインパクト

【青年の未来を切り捨てる国に未来はない】

ここでは、田中昌人の遺著となった『日本の高学費をどうするか』(新日本出版社 2005) のインパクトに注目したい。田中は、雑誌『経済』2005 年 3～5 月号に連載した論考「日本の高学費をどうするか：『無償教育の漸進的導入』の課題」(上・中・下)をまとめ直して出版すべく、入院中も加筆・校正するなどして、最期まで精力を注いだ。亡くなる(2005.11.18 逝去、本の奥付は同 11.25 付)二日前に刷り上がった完成本が届けられると、「起き上がって大きく頷いた」という(田中杉恵 2006「メッセージ」『土割の刻』9)。

同書は連載論考に、序章と説明補注、終章と「あとがき」(同 9.11 付)を加えたものである。田中はその「あとがき」を、次のように括っている。

2005 年 8 月 7 日付の「朝日新聞」読者のページでも、19 歳の女子大生が、家庭の年収が東大生の家庭の平均年収の五分の一で、仕送りなしで生活をしていることをもとに、「お金のあるなしで教育の機会均等が奪われるなんて。そんな悲しい国に日本をたくありません」との投書をしています。青年の未来を切り捨てる国に未来は

ありません。(241)

【大学評価学会の設立：学生の発達保障】

2003 年、田中は龍谷大学を 3 月に定年退職し、8 月には滋賀県で開催された全国障害者問題研究会第 37 回大会で記念講演「発達保障を民主主義の光に」を行っている。龍谷大学関係者によって大学評価学会の設立に向けた議論が始まったのは秋であり、12 月には設立準備委員会事務局が設けられた。2004 年に入ると、田中昌人・池内了・篠原三郎の連名による「大学評価学会設立発起人としてのご参加のお願い」が出されている。設立準備委員会代表となった田中は、新聞社の取材や雑誌の対談にも積極的に応じている。

大学評価学会（初代共同代表：田中昌人・益川敏英）の設立大会において決議された「大学評価京都宣言＝もう一つの『大学評価』宣言」（2004.3.28）には、「学生の発達保障」が位置づけられている。

わたしたちは本日、大学のまち京都に集い、大学評価学会の設立に向けて、議論を深めました。／本学会設立に至る直接的な契機は、学校教育法の一部改定（2002 年 11 月）によって、この 4 月 1 日より、文部科学省によって認証された評価機関による大学評価が法的に義務づけられるようになったことです。大学評価は、教育や研究のありように直結しており、学問の自由、そしてそれを制度化したものである大学の自治の根幹に関わるものです。・・・／高等教育機関は、政府や産業界など特定の者のためだけに存在するものではありません。公共的な存在として、すべての市民のために存在しているのです。学生たちの学びの成果は彼ら自身の成果であるだけでなく、社会全体の貴重な成果として認識されなければなりません。このような視点から、大学評価の基本に、学生の発達保障が明確に位置づけられる必要があるでしょう。

（「大学評価京都宣言」<https://aue-web.sunnyday.jp/wordpress/top-page/about/>）

田中は設立大会において、「学生の発達保障と大学評価：教育行政の数値目標と発達保障のための評価」と題したシンポジウム報告を行い、「無償教育の漸進的導入」の視点、「青少年期のトランジション保障」の視点、という二つを提示している。

【二重の意味合いをもった「2006 年問題」の提起】

設立後、田中は「国連社会権委員会 2006 年問題特別委員会」（略称・2006 年問題特別委員会）を設けて、委員長となる。田中は 2006 年を迎えることなく亡くなるのであるが、「2006 年問題」とは①過度に競争的な教育制度の改革及び②無償教育の漸進的導入への転換を迫る、二重の意味合いを持った鋭く深い問題提起であった。

・・・現段階の第三者評価の取り組みには日本国憲法や教育基本法、学術会議のこれまでの提言や、国際的には国際人権規約や国際連合、国際労働機関やユネスコ、世界科学会議等の提言などとの間に重大なギャップがあります。その結果、例えば国際連合の児童の権利委員会や社会権委員会が日本政府に改善を要求し、2006 年 5 月末および 6 月末までに報告書の提出を義務付けている過度に競争的な教育制度を改めること、高等学校および大学における無償教育の漸進的導入を実施すること、などに真剣に取り組む視点や計画は取り上げられていません。学問の自由を守ること、高等教育を受ける権利を守り、教職員の人権とその家族の発達を保障することなどが欠落し、さらに国や地方自治体の高等教育行財政に評価のメスを入れない第三者評価は、大学評価における「欠陥商品」になる恐れがあります。

(学会通信第1号[2004.4.25]の巻頭挨拶文「大学評価学会の発足にあたって」)

「2006年問題」について連帯すべき関係機関を回って意見を交換し、文部科学省や外務省にも足を運んで説明を求め、並行して前述の連載論文の執筆を進めている。

【留保撤回を求める市民的ネットワーク「13条の会」の発足】

国際人権A規約第13条の会(2005.10.1発足)が開催した設立シンポジウムには、記録的な大雪となったにもかかわらず、全国から約120人が参加したという。共同代表の三輪定宣(現:国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会[略称・奨学金の会]会長)は次のように述べている。

本書をめぐる著者と筆者との関係は、2005年3月27日、大学評価学会第2回全国大会(駒澤大学)の「2006年問題」分科会であった。田中氏が司会し、本書のベースとなった『経済』の論文が配布され、三輪が「日本の高学費と無償制導入の意義と導入」と題して報告し、その会場でこの問題の取組を誓い合った。その年10月、「2006年問題」の解決をめざし、「国際人権A規約第13条の会」(略称「13条の会」)創設の準備の最中、田中氏は病魔に倒れ、その後、本書が刊行された。12月22日、龍谷大学にて会の設立シンポジウム「日本の高学費をどうするかー『無償教育の漸進的導入』の理念と21世紀における日本の教育」が開催され、基調報告「田中昌人『日本の高学費をどうするか』を読んで」を三輪が、会の共同代表として担当した。著者の遺志は、この会のメンバーをはじめ多くの人々に受け継がれている。

(三輪 2007「図書紹介 田中昌人著『日本の高学費をどうするか』」日本教育政策学会年報14(0)、260)

マスコミもようやく「2006年問題」へ関心を向けるようになり、2006.7.12付け朝日新聞(大阪)は「大学の学費、無料化を／強まる動きに国は難色／国際人権規約、回答期限に」、同7.29付け毎日新聞夕刊(大阪)は「国連の“宿題”ほったらかし／外務省、『無償教育』対応できず／国際人権規約：報告書未提出」と報じている。

【高学費＝有償教育の急進的高騰】

田中昌人は、統計資料や情報公開が不十分な中で苦勞しながらも、「戦後60年間の初年度学生納付金の急騰」の一覧表を仕上げている(遺著28-29)。「消費者物価接続指数」欄を設けて食料費と授業料の伸び率とを比較させる手法により、如何に理不尽な「急騰」策が採られてきたかを実証的に暴露したのである。田中は、高校入学から大学卒業までの通常7年間での必要額は「戦後60年、一度も下がったことはなく上がりつづけ、それは『有償教育の急進的高騰』として世界最高額でありつづけて到達したものであり、今後賃金があがっても上がりつづけようとしている」(17、傍点は原文)と、指摘している。

田中昌人は造語の名人である。「有償教育の急進的高騰」は、「無償教育の漸進的導入」の対極にある日本の現実、政策の貧困をみごとに掴み取っており、嘆き・悲しみ・怒りなどの感情表現を秘めた強烈な告発となっている。筆者はソウル大学で開催された国際学会ICER 2015において田中の遺著を“*How should we solve the problem of skyrocketing school fees in Japan?*”と英訳して紹介したが反響は大きかった(WATANABE Akio、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002882>)。告発し解決すべきターゲットを「高学費」(有償教育の急進的高騰)と定義づけることによって、学会でも国会でもマスコミでも問題の本質が広く共有されることとなった。

4. 留保撤回と漸進的無償化へのうねり

2012年9月以降、外務省のHP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html) には以下の内容がアップされている。

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の批准書を寄託した際に、同規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。／この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

田中昌人の遺著から7年の後、ついに留保が撤回され、中等教育及び高等教育の漸進的無償化が日本の国際公約となったのである(当時、民主党政権)。

この背景には、田中の定年退職と入れ違いで龍谷大学に異動した国際人権法学者戸塚悦朗(弁護士)の継続的な活動、特に国際人権法政策研究所を通じての民主党への働きかけがある(戸塚2017「社会権規約13条2項(b)(c)に関する留保撤回への道：国際人権法政策研究所が残したレガシーと無償教育実現への展望」龍谷法学50(1)、73-113)。戸塚は田中の遺著について、その意義を以下のように評価している。

この名著には強い感銘を受けた。学生たちの被害状況が克明に書かれていて、この問題が構造的な重大人権侵害であることが、よく理解できた。・・・田中教授の著書を読んで、初めて人権侵害の実態が明らかになったと感じた。・・・田中昌人教授は、教育学者だったが、その遺著で高等教育の学費の急進的高騰に警鐘を鳴らしたばかりか、教育に関する国内法はもとより、社会権規約13条を含めて国際人権法に至るまで周到な法的研究を進めて、重要な業績を残した。この問題で世論を喚起するのに功があった研究者として長く記憶されるであろう。(100)

留保撤回から12年が経過する今、国会では各政党・会派が以下のような政策提言を行うまでになっている。

自由民主党：安倍政権で、消費税を二度引き上げ、その財源で社会保障の充実や幼児教育の無償化を実現・・・岸田政権では、少子化対策の予算の増額を始め、歴史的な政策決定を行い、その財源確保にも取り組んでい(る)(議事録：212衆・本会議3号23.10.24、稲田朋美)

公明党：来年度から・・・多子世帯や理工農系の中間層へと拡大・・・これにとどまらず、経済的な理由で学びを諦めることがない社会を構築し、安心感を持って子育てができるよう、2030年代までに大学等の無償化を実現すべき・・・／まずは入学金や教材購入、転居費用などで特に経済的負担が大きい大学や専門学校等の一年生の前期分の授業料を無償化(212参・本会議4号23.10.26、山口那津男)

立憲民主党：児童手当は第三子以降に限らず第一子から増額する、大学授業料無償化は子供の数に限らず実施する・・・／児童手当について、第一子から、高校卒業年次まで月1万5千円を支給すべき・・・／全ての子供の、国公立大学の授業料を無償化し、私立大学生や専門学校生にも国公立大学と同額程度の負担軽減を行う・・・／公立小中学校の給食費無

償化（213 衆・本会議 3 号 24.1.31、泉健太）

日本維新の会：大阪で進む子育て世帯支援策のうち、地方創生臨時交付金による地方自治体を通じた小中学校の給食費無償化と、就学支援金の引上げ、又は教育バウチャーによる高校授業料の無償化を今回の経済政策として提案（212 衆・本会議 4 号 23.10.25、馬場伸幸）

国民民主党：教育、科学技術など人的資本形成に資する予算には教育国債という新たな国債を充てる・・・（教育国債で）望む全ての学生が大学や大学院に無償で通えるようにすべき（同、玉木雄一郎）

日本共産党：高等教育無償化を目指し、直ちに大学等の学費を半額にし、入学金制度を廃止し、奨学金を給付制中心に改め、奨学金返済の半額を免除すべき（同、志位和夫）

れいわ新選組：高校は当然国の制度として無償化・・・／自治体間格差をなくし、公私立問わず親の収入に関係なく無償に・・・福井県、東京都は・・・所得制限を撤廃（213 参・文教科科学委 3 号 24.3.22、船後靖彦）

物価高騰に便乗した巨大私学の学費値上げに遅れまいと、2024 年に入って、国立大学の学費値上げに向けた強引かつ組織的な世論誘導が起きている。これに抗して、各地・各キャンパスで値上げ反対、経済的負担軽減・漸進的無償化を求める運動が展開されている。

田中昌人は遺著で次のように述べている。

・・・日本の未来を担う青年たちに、これからも制度的虐待をもって臨むのではなく、教育的期待と信頼と尊敬をもって発達を保障していく制度をつくっていかねばならない。（221）

遺著の主張の基底には、《21 世紀は「発達権（the right to development）」（民主的な社会開発と発達保障の総合された権利 [遺著 205]）保障の世紀である》という確信と展望がある。そして、すべての人々、とりわけ未来を担う子どもや青年の発達を保障する制度的基礎を築くという課題、自らを含めた 20 世紀を生きぬいてきた者の歴史的責任、への自覚をみることができる。

漸進的無償化の探究は、田中秀佳「国際人権法における教育の漸進的無償化：日本政府による社会権規約 13 条 2 項への留保撤回の意義」（日本教育法学会年報(43)2014、55-64）、細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』（晃洋書房 2014）、三輪定宣『無償教育と国際人権規約：未来をひらく人類史の潮流』（新日本出版社 2016）、渡部昭男『能力・貧困から必要・幸福追求へ：若者と社会の未来をひらく教育無償化』（日本標準 2019）、申^{ヘボン}恵^フ『国際人権入門：現場から考える』（岩波書店 [岩波新書] 2020、第 4 章 学ぶ権利実現のため措置を取る国の義務：社会権規約の観点から）、戸塚悦朗「埋もれたヒューマンライツ（その 2）：ヒューマンライツ実現への道を可視化する試み」（龍谷法学 57(1)2024、127-173、事例 1.高等教育等漸進的無償化問題）、岡山茂・白石嘉治『新大学原論』（新評論 2024）などとして継続されている。

付記：本稿は、渡部昭男「『無償教育の漸進的導入』の探求」（『人間発達研究の創出と展開：田中昌人・田中杉恵の仕事を通して歴史をつなぐ』群青社 2016、246-256）、同「こども基本法と教育無償化論議：2023 年第 212 回～2024 年第 213 回の国会審議から」（日本教育学会第 83 回大会研究発表要項 82 (0)2024）をもとに加筆修正を行った。